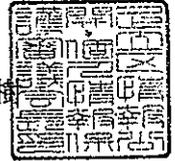


足 立 区 長  
近 藤 や よ い 様

足立区情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 川 合 敏 樹



足立区情報公開・個人情報保護審議会に対する諮問事項について（答申）

令和 4 年 1 1 月 9 日に審議を行った、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく足立区個人情報保護条例第 1 6 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項に係る事項についての本審議会の意見は、下記のとおりです。

実施機関においては、本審議会の存在意義を十分に認識し、本答申に至る審議での質疑応答の内容をも鑑みて、本答申を最大限に尊重して事務事業を遂行していただきたい。

記

< 諮問事項及び審議会意見 >

1 〔諮問第 4 7 9 号〕

「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」支給事務

- (1) 業務の委託 [足立区個人情報保護条例第 1 6 条第 1 項]
- (2) 区の機関以外のものとの外部結合 [足立区個人情報保護条例第 2 2 条第 1 項]

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。  
なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

クラウドサービスの利用にあたって、十分な安全管理措置を講じたうえで、事業を実施されたい。また、個人情報のデータ削除について、確実に履行されたことを確認されたい。